



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 27 日 (火)
号外第 96 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（2件）（65・66）（経営企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年8月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第65号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第29号）中第4条第2項の表の改正規定（賀祥発電所の項を加える部分に限る。）の施行期日は、平成25年9月2日とする。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 8 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第48号）中第4条第2項の表の改正規定（F A Z 倉庫太陽光発電所の項を加える部分に限る。）の施行期日は、平成25年10月2日とする。